

陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 1 5 号	平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日 受 理
件 名	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員のため 国に意見書提出を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 土谷 正明
陳 情 の 要 旨	
<p>厚生労働省は、平成 2 3 年 6 月に都道府県知事に宛てた「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5 局長通知）」や、平成 2 5 年 2 月に都道府県労働局長などに宛てた「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について（6 局長通知）」により、医療従事者に対する勤務環境の改善についてなどの取り組みを促進してきました。また、医療提供体制の改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め、予算化しています。</p> <p>しかし、日本医療労働組合連合会が平成 2 5 年度に実施した看護職員の労働実態調査（回答数 3 2, 3 7 2 人）では、「慢性疲労」（7 3. 6 %）、「辞めたいと思う」（7 5. 2 %）という看護師の実態があります。また、医療の提供については、「十分な看護ができていない」（5 7. 5 %）、「ミス・ニアミスの経験がある」（8 5. 4 %）という事態に陥っています。これらの状況は、平成 2 2 年に実施した前回の調査から改善されていません。</p> <p>平成 2 7 年度には、第 8 次看護職員需給見通しが策定されますが、単なる数値目標とするのではなく、看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。</p> <p>また、介護労働安定センターが平成 2 5 年度に実施した事業所における介護労働実態調査（回答数 7, 8 0 8 事業所）では、「介護サービスに関する従業員が不足している」（5 6. 5 %）という状況になっています。</p> <p>厚生労働省は、「医療・介護機能の再編」によって、医療と介護の連携を強化し、より効果的・効率的な医療・介護サービスの実現を図るために、医療・介護サービス提供体制を改善しようとしています。勤務環境改善</p>	

なしに体制の改善はあり得ません。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者や介護従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものとし、また、患者などの自己負担の軽減や地域に必要な病床機能を確保するなど、医療・介護サービス提供体制を充実していくことが求められています。

以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師、看護師、介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。